



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年12月17日火曜日 第1417号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県執務時間規則の一部を改正する規則.....1363

告 示

- 特約業者の指定の取消し.....1363
- 町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（3件）.....1363
- 市営土地改良事業の換地計画関係書類の縦覧.....1364
- 家畜商の免許.....1364
- 家畜商の免許の取消し.....1364
- 同意の成立（漁獲共済）.....1364
- 付保義務の発生.....1364
- 付保義務の消滅.....1365
- 公有水面埋立工事のしゅん功認可.....1365
- 道路の区域変更（県道落合久万線）.....1366
- 道路の区域変更（県道小田柳谷線）.....1367
- 道路の区域変更（県道長浜中村線）.....1367
- 道路の供用開始（ " ）.....1367
- 道路の区域変更（県道河辺小田線）.....1367
- 道路の供用開始（ " ）.....1367
- 道路の区域変更（県道宇和野村線）.....1368
- 道路の供用開始（ " ）.....1368
- 道路の位置の指定.....1368

公安委員会規則

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則.....1368

選挙管理委員会告示

個人演説会の施設の指定.....1368

任 免 辞 令

松岡悟.....1369

規 則

○愛媛県規則第75号

愛媛県執務時間規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年12月17日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県執務時間規則の一部を改正する規則

愛媛県執務時間規則（平成元年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表中「愛媛県健康増進センター」を「愛媛県健康増進センター」に改める。
務 所」

附 則

この規則は、平成14年12月18日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1976号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成14年12月17日

愛媛県知事 加戸守行

氏名又は名称及び代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
神山運輸株式会社 神山 吏	喜多郡長浜町白滝甲222	平成14年 11月30日

○愛媛県告示第1977号

内子町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・仏谷地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年12月17日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・仏谷地区）計画書の写し
 - (2) 内子町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間
平成14年12月18日から平成15年1月23日まで
- 3 縦覧場所
内子町役場

○愛媛県告示第1978号

肱川町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・久保地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年12月17日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・久保地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成14年12月18日から平成15年1月23日まで
- 3 縦覧場所

肱川町役場

肱川町役場

○愛媛県告示第1979号

肱川町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・瓜生谷地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年12月17日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・瓜生谷地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成14年12月18日から平成15年1月23日まで
- 3 縦覧場所

○愛媛県告示第1980号

今治市営基盤整備促進事業阿方地区の換地計画認可申請は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4及び第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年12月17日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書
- 2 縦覧期間
平成14年12月18日から平成15年1月23日まで
- 3 縦覧場所
今治市役所

○愛媛県告示第1981号

家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第1項の規定により、次のように家畜商の免許を与えた。

平成14年12月17日

愛媛県知事 加戸守行

登録番号	登録年月日	現 住 所	氏名(又は名称)	生年月日(又は設立年月日)
第1696号	平成14年12月17日	東宇和郡宇和町大字伊賀上364番地	堀内 誠	昭和51年1月28日

○愛媛県告示第1982号

家畜商法（昭和24年法律第208号）第7条第1項の規定により、平成14年12月17日次の者の家畜商の免許を取り消した。

平成14年12月17日

愛媛県知事 加戸守行

登録番号	登録年月日	現 住 所	氏名(又は名称)	生年月日(又は設立年月日)	取消理由
第1446号	昭和48年11月19日	喜多郡内子町大字五百木甲962番地の4	矢野 剛	昭和19年2月19日	申請による

○愛媛県告示第1983号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成14年12月17日

愛媛県知事 加戸守行

区 域	区 分
深浦区域（深浦漁業協同組合の地区）	1に掲げる漁業以外の漁業

2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めため、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成14年12月17日

愛媛県知事 加戸守行

（西条地方局管内）

土居町加入区	新居浜市垣生南部加入区	禎瑞加入区
壬生川加入区		

（今治地方局管内）

上浦加入区	御島加入区
-------	-------

○愛媛県告示第1984号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第

(宇和島地方局管内)

下灘第1加入区

(宇和島地方局御荘管内)

御荘町加入区

○愛媛県告示第1985号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生(平成10年12月愛媛県告示第1602号)による保険に付すべき義務は、平成14年12月16日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第26条の3の規定により告示する。

平成14年12月17日

愛媛県知事 加戸守行

(西条地方局管内)

土居町加入区	新居浜市垣生南部加入区	禎瑞加入区
壬生川加入区		

(今治地方局管内)

上浦加入区	御島加入区
-------	-------

(宇和島地方局管内)

下灘第1加入区

(宇和島地方局御荘管内)

御荘町加入区

○愛媛県告示第1986号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、中島町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成14年12月17日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

中島町
温泉郡中島町大字大浦1626番地
代表者 町長 武田 満幸
温泉郡中島町大字大浦1776番地

2 埋立区域

(1) 位置

ア 埋立区域1

温泉郡中島町大字二神甲 638 番から同甲 570 番 1 までの地先公有水面

イ 埋立区域2

温泉郡中島町大字二神甲 570 番 1 の地先公有水面

(2) 区域

ア 埋立区域1

次の1点から36点までを順次直線で結んだ線並びに36点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C・D・L+3.55メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(温泉郡中島町大字二神甲 459 番16地先の一文字防波堤に設置された金属錕)は、北緯33度56分01秒、東経 132 度32分20秒の地点

1 点は、基点から真北 252 度16分27秒122.38メートルの地点

2 点は、1 点から真北11度38分01秒0.35メートルの地点

3 点は、2 点から真北 6 度28分46秒3.63メートルの地点

4 点は、3 点から真北18度54分16秒0.08メートルの地点

5 点は、4 点から真北 101 度58分24秒3.76メートルの地点

6 点は、5 点から真北 102 度11分34秒1.79メートルの地点

7 点は、6 点から真北 102 度23分17秒2.83メートルの地点

8 点は、7 点から真北99度50分32秒2.83メートルの地点

9 点は、8 点から真北97度16分42秒2.83メートルの地点

10 点は、9 点から真北94度43分48秒2.83メートルの地点

11 点は、10 点から真北92度08分20秒2.87メートルの地点

12 点は、11 点から真北90度32分47秒1.26メートルの地点

13 点は、12 点から真北88度51分45秒2.62メートルの地点

14 点は、13 点から真北86度28分37秒2.62メートルの地点

15 点は、14 点から真北84度07分50秒2.62メートルの地点

16 点は、15 点から真北81度46分15秒2.62メートルの地点

17 点は、16 点から真北79度32分37秒2.98メートルの地点

18 点は、17 点から真北 347 度46分46秒1.43メートルの地点

19 点は、18 点から真北76度56分32秒1.90メートルの地点

20 点は、19 点から真北 167 度08分14秒1.43メートル

の地点

21点は、20点から真北75度17分02秒2.96メートルの地点

22点は、21点から真北71度23分00秒2.99メートルの地点

23点は、22点から真北70度25分55秒3.01メートルの地点

24点は、23点から真北67度42分45秒3.00メートルの地点

25点は、24点から真北64度07分05秒3.00メートルの地点

26点は、25点から真北60度56分23秒3.00メートルの地点

27点は、26点から真北59度30分27秒3.00メートルの地点

28点は、27点から真北59度08分20秒3.54メートルの地点

29点は、28点から真北59度03分30秒3.57メートルの地点

30点は、29点から真北61度26分00秒2.71メートルの地点

31点は、30点から真北62度29分25秒2.77メートルの地点

32点は、31点から真北70度24分19秒2.67メートルの地点

33点は、32点から真北71度18分17秒2.71メートルの地点

34点は、33点から真北0度27分30秒1.50メートルの地点

35点は、34点から真北90度27分57秒1.60メートルの地点

36点は、35点から真北134度31分56秒5.28メートルの地点

イ 埋立区域2

次の37点から46点までを順次直線で結んだ線並びに

46点と37点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C.D.L + 3.55メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(温泉郡中島町大字二神甲459番16地先の一字防波堤に設置された金属錐)は、北緯33度56分01秒、東経132度32分20秒の地点

37点は、基点から真北242度42分10秒42.52メートルの地点

38点は、37点から真北320度19分39秒3.25メートルの地点

39点は、38点から真北79度45分21秒2.53メートルの地点

40点は、39点から真北83度34分10秒2.52メートルの地点

41点は、40点から真北88度35分24秒2.52メートルの地点

42点は、41点から真北90度50分27秒2.52メートルの地点

43点は、42点から真北94度19分25秒2.52メートルの地点

44点は、43点から真北97度45分03秒2.52メートルの地点

45点は、44点から真北99度53分00秒2.10メートルの地点

46点は、45点から真北180度17分14秒4.79メートルの地点

(3) 面積

ア 埋立区域1 534.08平方メートル

イ 埋立区域2 55.37平方メートル

合計 589.45平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成13年2月28日 愛媛県指令港第45号

4 しゅん功認可年月日

平成14年12月17日

○愛媛県告示第1987号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年12月17日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	落合久万線	上浮穴郡久万町大字菅生2番耕地310番3から同町大字上野尻甲129番1地先まで	旧	メートル 4.7~23.7 4.7~23.0	キロメートル 0.097 0.091	
			新	6.5~32.8 12.0~30.7	0.097 0.092	
"	"	上浮穴郡久万町大字上野尻甲129番1地先から同大字甲41番1まで	旧	4.4~6.7	0.097	
			新	15.1~39.6	0.086	

○愛媛県告示第1988号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年12月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	小田柳谷線	上浮穴郡小田町大字本川3736番1から 同大字3737番1まで	旧	メートル 6.5~17.0	キロメートル 0.747	
			新	12.0~85.0	0.747	

○愛媛県告示第1989号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年12月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	長浜中村線	喜多郡長浜町大字下須戒甲632番1地先から 同大字乙209番地先まで	旧	メートル 7.5~23.0	キロメートル 0.215	
			新	11.0~71.0	0.215	

○愛媛県告示第1990号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年12月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜中村線	喜多郡長浜町大字下須戒甲632番1地先から 同大字乙209番地先まで	平成14年12月17日

○愛媛県告示第1991号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年12月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	河辺小田線	喜多郡河辺村大字川崎1429番1地先から 同大字1402番地先まで	旧	メートル 3.2~9.2	キロメートル 0.251	
			新	11.7~43.5	0.251	

○愛媛県告示第1992号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年12月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	河辺小田線	喜多郡河辺村大字川崎1429番1地先から 同大字1419番2まで	平成14年12月17日

○愛媛県告示第1993号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成14年12月17日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	宇和野村線	東宇和郡宇和町大字稲生28番1から 同大字122番2まで	旧	メートル 11.5～30.0	キロメートル 0.134	
			新	11.5～30.0 10.0～20.4	0.134 0.150	

○愛媛県告示第1994号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成14年12月17日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	宇和野村線	東宇和郡宇和町大字稲生28番1から 同大字122番2まで	平成14年12月17日

○愛媛県告示第1995号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。
平成14年12月17日

愛媛県知事 加戸守行

- 道路の位置
伊予三島市下柏町字ノフコ1029番4
- 申請人の住所氏名
川之江市上分町550番地1
毛利不動産有限公司
代表取締役 毛利 泰夫
- 図面省略

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第17号

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成14年12月17日

愛媛県公安委員会委員長 宮本一成

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則

愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第12条に次の1号を加える。

- (10) 令第13条第1項に規定する緊急自動車以外の自動車を運転するときは、緊急自動車の警光灯と紛らわしい灯火を点灯し、又はサイレン音若しくはこれと類似する音を発しないこと。

附 則

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第43号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定に基づき、個人演説会の施設として東予市選挙管理委員会が指定したものは、次のとおりである。

平成14年12月17日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤山 薫

施設の名称	所在地	収容人員
東予市地域交流センター （多目的ホール）	東予市三芳997番地	176人
東予市地域交流センター （研修室）	東予市三芳997番地	40人

東予市地域交流センター (教養娯楽室)	東予市三芳997番地	30人
------------------------	------------	-----

任 免 辞 令

○任免辞令

11月15日

愛媛県事務吏員 松 岡 悟

死亡

